二　裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対の意思を表示した意見書（E－3及びE－4において「反対意見書」という。）が提出されている場合を除く。）
三　裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
四　裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

E－3　諮問をした旨の通知（第43条第2項）

E－2の規定により諮問をした行政機関の長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一　審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及びE－4において同じ。）
二　開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
三　当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

E－4　第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続（第44条第1項）

次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合、行政機関の長は、意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示について反対意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長は、開示決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

一　開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
二　審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

○復興庁告示第二十六号

復興庁設置法第四条第二項第三号イ及びロの事業を定める政令（平成二十四年政令第二十五号）の規定に基づき、復興庁が必要な予算を一括して要求し、確保する事業及び復興庁が実施に関する計画を定める事業を定める件（平成二十四年復興庁告示第一号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年四月一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

第一条を削り、第二条中「令」を「復興庁設置法第四条第二項第三号イ及びロの事業を定める政令（以下「令」という。）」に改め、同条を第一条とする。

第三条中「別表第二」を「別表」に改め、同条を第二条とする。

別表第一を削り、別表第二を次のように改める。

別表（第二条関係）

東日本大震災復興特別会計　歳出予算

所管	組織	項
復興庁	復興庁	東日本大震災復興推進費 原子力災害復興再生支援事業費のうち 福島再生加速化交付金 地域活性化等復興政策費のうち 原子力施設等防災対策等交付金 生活基盤行政復興事業費のうち 消防防災施設災害復旧費補助金 教育・科学技術等復興政策費のうち 私立大学等経常費補助金 私立高等学校等経常費助成費補助金 国宝重要文化財等保存整備費補助金 東日本大震災復興国立大学法人施設整備費 社会保障等復興事業費のうち 保健衛生施設等災害復旧費補助金 社会福祉施設等災害復旧費補助金 農林水産業復興事業費のうち 林業振興整備費補助金 木材加工流通施設復旧対策整備費補助金 水産業共同利用施設復旧整備費補助金 農業・食品産業強化対策整備交付金 防衛復興政策費のうち 武器購入費 通信機器購入費 諸器材購入費 航空機修理費 施設整備費 東日本大震災復興事業費 東日本大震災災害復旧等事業費 農業生産基盤保全管理・整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入

○復興庁告示第二十七号

東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第六十九号）第八条第一項第五号ロの規定に基づき、同号ロの内閣総理大臣が定める基準を次のように定める。

平成二十八年四月一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

東日本大震災復興特別区域法施行規則第八条第一項第五号ロの内閣総理大臣が定める基準は、東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第二条第三項第二号ロに掲げる復興推進事業が、次に掲げる基準に適合する東日本大震災からの復興に資する計画として内閣総理大臣が認めた計画に定められていることとする。

一　計画の対象区域が、市町村の行政区域の中で、歴史的経緯、地理的状況、交通体系、住宅の分布等に鑑み、まちなかの賑わいの再生を図るために適した位置にあり、計画に記載された各事業について各々の社会的及び経済的な効果を相乗的に高めるのに適した広さであること。
二　区域内及び周辺に居住する住民の豊かで快適な生活に必要な規模の商業施設等、教育文化施設、医療福祉施設、公共施設、生活利便施設、公園、緑地、広場等（以下「各種施設」という。）及び公共交通機関等の整備が計画されている、又は既に整備されているものであること。
三　商業施設等の整備の計画が、当該商業施設等が想定する商圏の範囲、規模及び構造等を震災前と現状の商圏の状況を踏まえて予測されたものであり、かつ、適切な業種構成及び施設規模のものであって、当該商業施設等の投資規模が、その継続性を適切に見込んで回収の可能性の十分に高い適当な投資規模を想定しているものであること。